

2020年5月29日

フクシマ原発労働者相談センター  
代 表 狩野 光昭 様

東京電力ホールディングス株式会社  
福島復興本社 復興推進室

弊社福島第一原子力発電所の事故では、今もなお、発電所の周辺地域の皆さまをはじめ、福島県民の皆さま、広く社会の皆さまには、大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

2020年5月11日にご要請いただきました「新型コロナウイルス感染防止対策と労働安全衛生及び労災に関する要請」につきまして、下記のとおり回答させていただきます。

#### 記

1. 東京電力が福島第一原発の廃炉作業において、新型コロナウイルス感染症（新型コロナ感染症）防止のために全力で取り組む責任があることを表明し、協力企業を含めた構内の安全衛生管理体制を強化すること。

<ご回答>

福島第一原子力発電所では、新型コロナウイルス感染予防として、社員及び協力企業において次の対策を実施しております。

- ・マスクの着用、出社前の検温、新事務本館入口でのサーモグラフィーによる検温、手洗い・消毒の励行。
- ・都道府県をまたぐ不要不急の外出をできる限り控えるとともに、やむを得ず移動した場合でも、帰宅日から2週間の経過観察（在宅待機）の実施。

2. 新型コロナ感染拡大を未然に防止するために、廃炉工程を見直し、作業を縮小すること。

<ご回答>

社会の要請である安全かつ着実に廃炉作業を実施するためにも、感染予防対策に万全を期す所存。

3. 福島第一原子力発電所において最新の時点で、社員及び協力企業作業員に新型コロナ感染症の罹患者の発生状況について明らかにすること。

<ご回答>

5/26（火）現在、罹患者の発生はありません。

4. 地元関係機関と協力し、作業員がPCR検査を直ちに受けられる検査態勢及び入院、隔離、療養できる医療体制を整備すること。

<ご回答>

政府の定めている「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に則り、社員及び協力企業において新型コロナウイルス感染の疑いが生じた場合には、帰国者・接触者相談センターに相談するとともに、同センターの指示に従い対応することとしております。

5. 事業所とイチエフの移動間、休憩施設内、免震重要棟内での保護具（マスク）の着用を義務化しているが、点検体制の内容について明らかにすること。

<ご回答>

福島第一原子力発電所では、社員及び協力企業にマスク着用を要請しており、未着用者については入場をお断りしております。また、移動時や休憩所内においても、ソーシャルディスタンスの確保、及びマスクの着用を依頼しております。

6. 出社前検温を義務化しているが、4月中において37.5℃以上の人数を明らかにすること。

<ご回答>

出社前検温において37.5℃以上の体温があるものは発電所への来場を禁止しており、また、発電所入場時において実施しているサーモグラフィー検査においても、37.5℃以上の発熱があると判明された者はありません。

7. 作業現場、免震重要棟、休憩施設等で、東電が行っている感染防止のための「三密」（密閉・密集・密接）回避、消毒、換気、等の具体的な取組み内容を明らかにすること。

<ご回答>

- ・休憩所を利用する各協力企業に対し、3密回避の観点から、時差作業や休憩所の分散化利用を依頼。
- ・食堂における対面喫食禁止。
- ・重要免震棟緊急対策室及び5・6号機中央操作室への入室については、当直員以外の入室を原則禁止とし、消毒用アルコールの使用、手洗い、マスク着用を義務化。

8. 構内で感染が疑われる作業員が発生したときのERの対応を明らかにすること。

<ご回答>

構内で感染が疑われる作業員が発生した場合は、入電時の症状の聞き取りにより疑いの有無を確認し、感染が疑われる場合はERまでの移動により感染を拡大させないよう現場救援を行うとともに、その後の対応については、ERの医師がその都度判断することとしています。

9. 業務や通勤に起因して発症した新型コロナ感染症については労災請求の対象となることを協力企業及び作業員に周知徹底すること。

<ご回答>

業務に起因して感染したものであると認められた場合には、労災保険給付の対象となることから、感染状況を踏まえ情報提供をしていく所存。

以上